

公益財団法人那須記念財団

2025年度 奨学生募集要項

1. 目的

近年、家庭をめぐる社会環境の課題は、より複雑化、深刻化しており、養育に大きな困難を抱える家庭は増加しています。その中には、自らの未来を考え、選択することがままならない青年達も多く存在しています。

本事業は、こうした現状に鑑み、様々な事情により進学が困難な青年達を、経済的・精神的両面から応援することで、青年達の可能性を広げ、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成を目的とした事業です。

2. 申請について

【応募資格】	対象者の区分に応じ A・B の応募資格があります。 <u>A. 児童養護施設等・里親家庭・ひとり親及び両親のいない家庭に暮らす学生</u> 次のいずれにも該当する方が対象となります。 (1) 高等学校最高学年または高等学校卒業程度認定試験合格者（見込者を含む）のうち、大学・短期大学・専門学校に進学を希望していること (2) 次のいずれかに該当する者であること ・児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童自立支援施設、母子生活支援施設に入所している者 ・里親のもとで養育されている者 ・両親のいない者 ・ひとり親の者 (3) 向学心があること (4) 日本国籍を有していること <u>B. 障害のある学生</u> 次のいずれにも該当する方が対象となります。 (1) 障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証などを保有していること (2) 以下のいずれかに該当すること ・高等学校または特別支援学校高等部の最高学年または卒業生 ・高等学校卒業程度認定試験合格者（見込者を含む） (3) 大学・短期大学・専門学校に進学を希望する者であること (4) 向学心があること (5) 日本国籍を有していること
【給付額】	年額 90 万円（月額 75,000 円） 給付については、3 ヶ月ごとに本人名義口座へ振込を行います。

【併給限度】	・日本学生支援機構や地方自治体からの給付型奨学金は併給限度額に含みません。 ・貸与型奨学金（返済義務のあるもの）は、併給限度額に含みません。 ・当財団以外の民間団体から給付型奨学金（返済義務のないもの）を受ける場合は、年間の受給金額の合計が 60 万円以内であれば、併給可能です。 ・国や大学等の授業料免除・減額制度は、給付型奨学金に含みません。 （大学等の給付型奨学金を受ける場合は、給付型奨学金の額のみを上記の判定に含めてください）
【給付期間】	大学・短期大学・専門学校入学時から、正規の最短修業年限まで(最長 6 年間)
【採用人数】	10 名程度
【選 考】	申請書類に基づき、当財団の選考委員会にて審査を行います。 審査の結果は、応募者全員に通知（12 月上旬予定）致します。
【申請書類】	(1) 申込書類確認票※ (2) 奨学生願書※ (3) 学校長推薦書（高等学校に在籍している場合）※ (4) 作文※ (5) 成績を証する書類（高等学校または特別支援学校高等部の成績証明書、高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書又は合格見込成績証明書）で 3 年前期又は 1 学期（1 年次 2 年次を含む）のもの。学校により発行が出来ない場合には 2 年次（含む 1 年次）のものを添付。 （成績証明書に代えて調査票でも可） (6) 該当する場合には、以下の書類 ・施設に在籍している場合 …………… 施設に在籍していることを証する書類 ・里親制度を利用している場合 …… 里親制度を利用していることを証する書類 ・児童扶養手当を受給している場合 … 児童扶養手当を受給していることを証明する書類のコピー ・障害のある学生の場合 …… 障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証などのコピー ※印の(1)～(4)書類は当財団様式での提出です。<u>ホームページから必ず片面印刷の上、記載してください。</u>
【提 出 先】	公益財団法人那須記念財団 〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 17 階
【受付期間】	2025 年 8 月 1 日～8 月 31 日（必着）
【選考スケジュール】	・ 9 月～10 月 選考委員等による選考 ・ 11 月（予定） 当財団理事会にて奨学生内定者最終決定
【内定取消について】	奨学生内定者が 2026 年 3 月末までに大学等へ合格しなかった場合、内定を取り消します。

【奨学生の 義務】	・ 毎年、学業成績表、在学証明書及びレポートを提出する必要があります。 ・ 氏名・住所等、連絡先の変更、休学等、その他重要な事項に変更が生じた場合には、直ちに届け出る必要があります。 ・ 奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。 ・ 当財団が行う行事について出席する義務があります。
【そ の 他】	・ 募集要項に記載された内容以外は、当財団の奨学金給付規程の定めに従います。 ・ 応募書類は返却いたしません。 ・ 可否の理由についての問い合わせにはお答えできません。 ・ 休学や退学、その他奨学生として適当でない事実があった場合、奨学金の支給が停止または廃止となることがあります。

3. 個人情報について

- (1) ご提供いただいた個人情報は、選考手続に際し選考委員等へ提供するほか、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他利用目的に必要な範囲内のみで利用させていただきます。
- (2) 奨学生の氏名は公表せず、年度毎の奨学生採用人数のみ公表いたします。

4. お問い合わせについて

- (1) ホームページに「よくある質問に対する回答」のページがありますので、ご参照ください。
- (2) ホームページの「お問い合わせ」からメール送信も可能です。
(その場合、@nasu.or.jp からの受信ができるよう、設定確認をお願いします。)